

副 本

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 東京都

被控訴人兼控訴人(一審原告) 大川原化工機株式会社 外5名

準 備 書 面 (2)

令和6年7月23日

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

控訴人兼被控訴人(一審被告) 東京都指定代理人

大 塚 啓



同

秦 野 大



同

寺 本 孝



同

嶺 翔



同

布 川 尚



同

小 野 寺



一審被告都は、本準備書面において、一審原告らの令和6年7月17日付け第3準備書面（以下「一審原告ら第3準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほか、一審被告都の従前の例による。

第1 「2 外事容疑性に関する経産省の認識について」について

- 1 一審原告らは、甲166号証の6のうち、経産省担当者の発言とされる「大川原社の輸出先を確認したが、需要者に懸念はあるものの、METIは用途によって許可不許可を決定している。大川原社の輸出先に関して調査したところ、いずれもセラミック用途等、生物兵器の懸念ではないことから、許可する可能性があり、警察ほどの懸念をMETIは感じていない。」との部分を引用した上で、「経産省の発言は、公安部が主張したCL型器の輸出について、リスト規制に限らず、キャッチオール規制との関係でも懸念がないことを示したものである」、「経産省はCL型器の輸出について、被控訴人会社に対して、事後審査、インフォームすら行っていない」などと主張する（一審原告ら第3準備書面2・2ページ及び3ページ）。
- 2 そもそも、一審被告都控訴答弁書第7の3（123ページないし139ページ）においてCL型器の輸出について言及したのは、一審原告らによる「平成30年12月20日、■■■■警部補は、原告島田に対して、原告会社を捜査する理由として、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納入されていたことが発覚したためなどと虚偽の事実を告げ、不当な心理的影響を与えた」との主張（訴状106ページ参照）が事実と反することを説明するためである。CISTEC職員からの端緒情報入手後の内偵捜査や、平成30年10月3日に押収した資料の分析等の結果、一審原告会社から■■■■へのCL型器の輸出の事実や、■■■■から兵器製造団体への

噴霧乾燥器の販売の事実等が判明していたことから、キャッチオール規制に該当するか否かを捜査する必要性も踏まえ、 警部補は、平成30年12月20日、一審原告島田に対し、「原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納入されていた」旨と「詳細については捜査中である」旨を告げたものである。このキャッチオール規制に関し、一審原告らは、上記1のとおり主張している。しかし、外為法及び関係法令から明らかとなお、仮に経済産業大臣からのインフォームがなかったとしても、一審原告会社の役員・従業員が、契約書等の記載又は輸入者・需要者等からの連絡により、CL型器がロケット用の部品や軍用の化学製剤・細菌製剤の開発、製造等に用いられることとなることを事前に知っていたとすれば、CL型器の無許可での輸出はキャッチオール規制に違反することになる。つまり、インフォームがなかったとしても、当時の捜査の必要性が減じるものではない。このため、この点に関する一審原告らの主張は失当である。

第2 「3 被控訴人会社の初期段階の実験について」について

- 1 一審原告らは、一審原告会社が行った噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定に係る実験について、令和2年4月28日には「乾燥室測定口」の温度を計測していることから、一審原告らの実験の初期段階では「乾燥室測定口」が最低温箇所になることは判明していなかったとする一審被告都の主張は失当であるなどと主張する（一審原告ら第3準備書面3・3ページ）。
- 2 しかしながら、一審原告らは、令和2年4月24日の実験において、サイクロン入口の測定口の温度測定実験を行ったものと訂正した上で、その後の同月28日において「乾燥室測定口」の温度実験を行ったことを明確に自認している（一審原告ら第3準備書面3・3ページ）。このことは、一審原告らが、当初は、「乾燥室測定口」ではない別の場所（サイクロン入口の測定口）を射程に先行して実験を行ったということにほかならない。当時は、一審原告大川原

ら3名が逮捕・勾留されているさなかであり、一審原告らとしては、一刻も早く嫌疑を晴らす必要性が認められる状況であったにもかかわらず、「乾燥室測定口」の温度測定を優先して実施しなかったということこそが、一審原告会社 ■■■■■の「乾燥室内の内部圧力センサー」（乾燥室測定口）の温度が低くなる旨の指摘が科学的根拠に基づくものではなかったことを如実に示しているというべきである（しかも、一審原告らの立証によれば、上記令和2年4月24日の実験の前段で複数回の実験を行っていたというのであるから（甲121）、一審原告らが行った反証実験の1回目（令和2年3月28日。甲122の1）ないし2回目（令和2年4月15日。甲122の2）の実験において、「乾燥室測定口」の温度計測をした結果、同箇所が高温となってしまったがために、実験結果を明らかにしていないことも強く推認される。）。このように、一審原告らによる温度測定実験の経緯に照らしても、一審原告大川原ら3名の逮捕前における外事一課の捜査において、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所が乾燥室測定口であることを容易に特定できた旨の一審原告らの主張は、極めて不自然・不合理というほかなく、本件各事件の捜査段階において、最低温箇所が「乾燥室測定口」と特定することが容易でなかったことは明らかである。

- 3 したがって、いずれにしても、一審原告らの反証実験に係る一審被告都の主張に見落としや誤認などないことは明らかであるし、むしろ、上述した一審原告らの反証実験の経過に鑑みれば、原判決が指摘する「再実験を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできたといえる。」（原判決82ページ）との点について、証拠評価を誤った重大な事実誤認があることも明らかというべきである。

以上